

左側頬部にみられた異物

内田啓一, 和田卓郎, 藤木知一, 人見昌明, 長内 剛

松本歯科大学 歯科放射線学講座

深澤常克, 児玉健三

松本歯科大学病院 歯科放射線科

顎顔面口腔領域では、時として金属修復物、歯科用機器や歯科用材料などが異物として組織内に迷入することがある。組織内に迷入した異物を把握するにはX線検査や超音波検査は有用である。今回、左側頬部にみとめられた異物を経験したので、その写真を供覧する。

患者は57歳女性で、平成10年5月12日自動車運転中に交通事故に遭遇し車は横転した。その際に左側頬部を助手席側の左窓に強打し、ガラス片で顔面に外傷を受け、某病院において受傷部の縫合手術を行った。骨折などの所見は認められなかった。その後、左側口腔内頬粘膜部に多角形様の異物感を感じるようになり本学を受診した。受診時

の口腔外所見では左側頬部および鼻尖部に外傷による癍痕を認め、口腔内には左側頬粘膜部に辺縁が比較的整な約10×10mm大の腫瘤を認めた。

病歴から異物の迷入も考えられたため、まず超音波検査を行った。7.5MHzリニヤプローベを使用し口腔外から左側頬部を多方向から走査した。頬部外傷部の癍痕部付近において点状の高エコー像を認めたが腫瘤性病変か異物かは判然としなかった(写真1a)。そこで、軟組織を観察するため線量を低くしてデンタルX線撮影を行った(撮影条件:70kv, 20mA, 0.06sec)。頬粘膜部内に中央部に周囲よりやや強い不透過性で境界が比較的明瞭な四角形を呈した淡い不透過像が認め

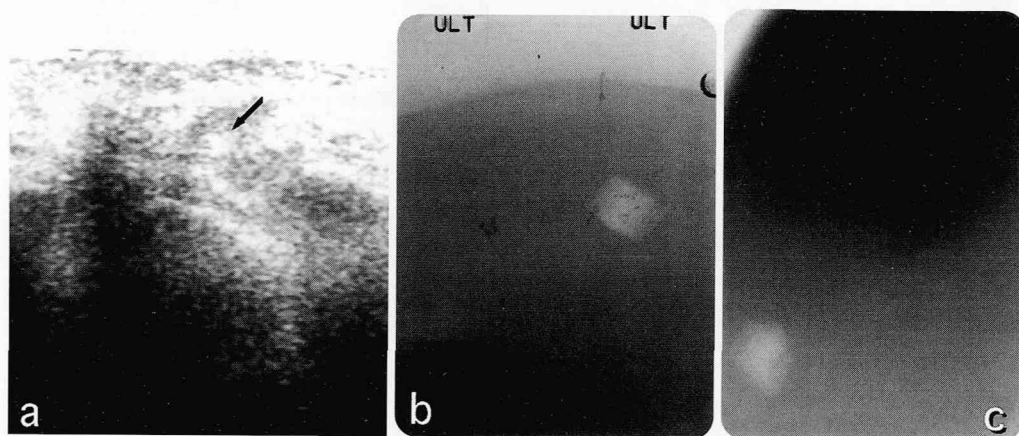


写真1 a: 頬部外傷部の癍痕部付近において点状の高エコー像(矢印)を認めるが腫瘤性病変か異物かは判然としない。

b, c: 頬粘膜部内に中央部に周囲よりやや強い不透過像を伴った四角形および錐体状を呈した淡い不透過像が認められる。

られた(写真1 b)。また、偏近心投影撮影法による画像では中央部が突出し、錐体様の形状を示すような像を呈していた(写真1 c)。画像所見およびその他の顔面外傷の既往歴などがなかったことから、交通事故による受傷時において異物が頬部から迷入したことが強く示唆された。本症例では被曝線量を考慮して超音波検査を第一選択としたが、本症例においては異物を的確に画像上に捉えることが出来なかった。その原因としては異物が存在する軟組織部の厚みが薄かったことや、その直下に骨組織が存在していたためと考えられる。

組織内に迷入した金属修復物や根管充填材は、強い不透過像として認められることが多く、比較的容易にX線画像として描出することができる。

軟組織内に異物感を訴える患者に対してのX線検査法としては、解剖学的構造物(とくに骨組織)ができるだけ障害にならない撮影法を選択する必要がある。デンタルX線撮影法においては、粘膜部にX線フィルムをできるだけ密着保持し、通常撮影秒数より約1/2程度秒数を少なくし、撮影することが望ましい。本症例においては摘出術は施行されなかったため、異物の性状を確認することは出来なかったが、画像所見から比較的厚みのあるガラス片(自動車ガラス)が強く疑われた。軟組織に迷入した異物はできるだけ画像として描出し、その性状や摘出の必要性を説明することによって患者の心理面の負担を軽くすることも大切であると思われた。